

(別添1)

大阪市地域ケア推進会議ワーキンググループ設置要領

制 定 平成 27. 12. 1

(設置)

第1条 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、大阪市地域ケア推進会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域ケア会議から見えてきた地域課題の集約・整理・分析
- (2) 地域で実践されている有効な解決策を市圏域で普及するための検討
- (3) 地域で解決困難な課題など、高齢者支援に関する市圏域で取り組む課題解決のための検討
- (4) 地域づくりや資源開発など、高齢者支援に関する市圏域で政策形成につなげる提言の検討
- (5) 市圏域で解決困難な課題など、高齢者支援に関する国・都道府県等への政策提言の検討
- (6) その他、地域包括ケアの推進に関すること

(組織)

第3条 ワーキンググループは、座長及び委員で組織する。

- 2 座長は、福祉局認知症施策担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長等の職務)

第4条 座長は、ワーキンググループの事務を総括する。

- 2 座長に事故があるときは、委員の互選により、座長代行を定め、その職務を代行する。

(会議)

第5条 ワーキンググループは、座長が随時、関係委員を招集して行う。

- 2 前項の委員に事故があるときは、その指名する者がワーキンググループに

出席してその職務を行うことができる。

3 座長が必要と認めるときは、ワーキンググループに委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、福祉局高齢福祉課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

別 表

【ワーキンググループ】

座長	福祉局 認知症施策担当課長
委員	福祉局 高齢福祉課長
	福祉局 在宅サービス事業担当課長
	福祉局 相談支援担当課長
	福祉局 福祉活動支援担当課長
	健康局 在宅医療担当課長